

島地環第134号

令和元年9月11日

静岡県知事 川勝平太様

島田市長 染谷絹代



「(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」
に関する意見について (回答)

令和元年8月20日付け環生第173号により照会のありました標記の件について、
環境の保全の見地から、別紙のとおり意見書を提出いたします。



担当：島田市地域生活部環境課環境係

TEL：0547-36-7145

FAX：0547-34-5501

「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」に関する市長意見

I はじめに

本事業の実施が想定される区域は、八高山山系を中心に掛川市及び森町との行政境を南北に走る尾根筋である。この地域は古くから優良な茶畑として開発されてきたほか、近年では市の内外からハイキング客が訪れる観光地となっている。また、区域の南部は金谷地区の主要河川である大代川の源流と国有林が広がり、地域の自然環境を構成する重要な要素となっている。

事業者には、この環境影響評価の手続において述べられた市長意見並びに知事意見を尊重し、事業計画に反映するとともに、環境への影響を可能な限り回避、低減することにより、地域住民の懸念を払拭することを求めるものである。

II 全般的事項

- 1 今後の事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の決定に反映すること。また、方法書においては、配置等を可能な範囲において明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。
- 2 本事業の実施に関しては、土地所有者、周辺住民及び関係団体等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること。
- 3 下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置の再検討、事業実施想定区域及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

III 個別事項

1 騒音及び低周波音、風車の影等

本事業においては、騒音及び低周波音、風車の影等による影響が、周辺住民の精神的ストレスの要因となる可能性がある。また、風力発電設備による日照障害や電波障害等の発生も考えられる。そのため、影響が及ぶ範囲は考え得る最大の範囲で設定し、風力発電設備の配置、機種等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。

また、万一問題の発生が見られた場合は、速やかに事態の収束を図ること。

2 河川

事業実施想定区域は八高山の山頂と尾根筋に広がるが、これは大代川、白光川及び福用川のような地域の主要な河川の水源にあたる。森林を伐採し、風力発電設備を設置する工事を行う過程で土砂や濁水が流出し、河川の水量や水質に影響を及ぼす懸念があることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、地質調査を行い地盤の状況を把握した上で、河川や湧水への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。

3 地盤、地下水の水質及び水位

水源の涵養や土砂の流出・崩壊防止、生活環境の保全など森林の持つ公益的機能への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。

4 動植物及び生態系

(1) 風力発電事業の工事及び稼働により動植物及び生態系に及ぼす影響が懸念される。

特にバードストライクの問題は風力発電事業と切り離せないものであり、その問題に取り組む姿勢は必ず事業者に求められる。当該地域が渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性については有識者及び専門家に意見を求め、最新の調査結果と知見に基づき予測及び評価を行い、その結果を踏まえた保全措置を講じること。

(2) 森林環境において高次の生態的地位を占めるオオタカ、クマタカ、サシバといった猛禽類への影響は、(1) と合わせて慎重に調査する必要があるため、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会などの専門家に意見を求め、その意見を踏まえた保全措置を講じること。

また、調査地域の2次メッシュ「向谷」内において、本市では毎年、「田代地区猛禽類等調査」を実施しているので、その調査結果も評価結果などの考察に反映すること。

(3) 工事に伴う騒音や振動、土砂採取による地形の変化、森林伐採による日照の変化、夜間作業時の人工光などがもたらす動植物及び生態系への影響についても、有識者及び専門家に意見を求めるなど、適切かつ客観的な調査を行い、その結果を踏まえた保全措置を講じること。

(4) 今後の現地調査を通して、国や県のレッドデータブックに記載されているような希少な野生動植物が生息していることが判明した場合、その個体群と生息・生育環境の保全のため十分な措置を講じること。

5 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場

(1) 島田市景観条例に基づき、主要な眺望点及び生活空間の中で風力発電設備が視認されることによって圧迫感や違和感が生じることのないよう、設備の形状、色、配置については十分に検討を行い、景観への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。

また、主要な眺望点に、家山駅、SLの見える丘公園、牧之原公園、にぎわい交流拠点を追加すること。

(2) 事業実施想定区域は、ハイキング利用客の多い八高山山頂から尾根筋を含むため、ハイキング客から意見を求めるなど、適切な調査、評価を行うこと。また、事業実施想定区域は大井川鐵道、国道473号及び県道島田川根線と併走するため、車窓から風車が見える場所について確認すること。

(3) 民間運営されているパラグライダーのフライト場（七曲スカイパーク）が川根町葛籠地区にある。また、フライト中に見られる大井川（鶺鴒山の七曲り）の眺望と、下流から吹き上げる良好な風が好評で、ここを会場としたパラグライダースクールの開校、オープンカップの開催（2018～）など盛り上がりを見せている。そのため、風車の設置に伴い、眺望を妨げる、風の流れが変わるなど、その他のフライト場も含め、フライト環境への影響が心配されるので、関係者からの意見聴取を十分に行うこと。

また、パラグライダーの利用者が風車と接触するなどの事故が起こることが懸念される

ため、事業実施想定区域及びその周囲における利用状況及び現地の風況を十分に調査すること。

6 文化財

調査及び工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに担当課へ届け出ること。

7 地域交通

計画段階において、車両が搬入に利用する道路が決定した際は、地域でのトラブル発生を未然に防止するため、周辺住民に対して、工事の計画、実施及び施設の供用に際して十分な意見交換を行う場を設け、住民の意見を踏まえた内容で計画、実施すること。

8 廃棄物

建設工事や維持管理に伴って発生する廃棄物の処理については、周辺の環境に影響を及ぼすことのないよう確実に処理すること。

また、作業道路の整備によって現場へのアクセスが向上したことにより、不法投棄などの事案が発生しないように十分な対策をとること。

9 その他

近年では、地球温暖化などの影響によって大規模な風水害が世界各地で発生している。

事業実施想定区域においても、想定を超える豪雨や暴風により、風力発電設備の倒壊等、極めて危険な事態が起こることが懸念されるため、台風、落雷等の自然災害に対する安全対策については、有識者及び専門家に意見を求めるなど十分な調査、予測を行うこと。

また、稼働後の施設の維持管理については万全を期すとともに、風力発電事業終了後の設備の撤去や処分方法についての計画を示すこと。

なお、本事業については土地利用事業の対象となる可能性があるため、担当課と協議を行うこと。

